

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八十五号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
第九条の二に次の一項を加える。

3 法第十四条の十八第六項及び第七項の規定による通知は、別記様式第十六号の五の二による譲渡担保財産につき滞納処分を続行する旨の通知書によつてするものとする。
第十条の二中「別記様式第十六号の五の二」を「別記様式第十六号の五の三」に改める。
第二十四条の二を削る。

別記様式第十号の二表)中「~~事業年度~~並し~~く~~(~~は~~連結事業年度又は会計期間)を「~~事業年度~~又は~~は~~連結事業年度」に改める。

別記様式第十六号の五の二を別記様式第十六号の五の三とし、別記様式第十六号の五の次に次の一様式を加える。

第 平成 年 月 日 号

第三者又は第三債務者等
権利者等

住所(所在地)

氏名(名称)

様

広島県知事
(広島県地域事務所長) 印

譲渡担保財産につき滞納処分を続行する旨の通知書

次の譲渡担保財産に対する差押えについては、地方税法第14条の18第3項の規定による差押えとして滞納処分を続行しますので、

第6項
同条 第7項 の規定により通知します。

納税者 〔特別徴収者〕	住所		滞納期限等	税額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算 金額	滞処分 納費	
	氏名	所在地名称								
滞納金	税目	年度	期別	納税期限等	税額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算 金額	滞処分 納費
金額				法定納期限等	円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
					”				”
					”				”
					”				”
上記の滞納金額のうち譲渡担保財産から徴収する金額										
円										
譲渡担保 担 保 産	名	称	数	量	性	質	所	在		
									住所	所在地名称
譲渡担保権者										
	住所	所在地名称								
譲渡担保権者に対して告知書を送した日										
平成 年 月 日										
差押えをした年月日										
平成 年 月 日										

(注) 1 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この通知書作成の日の翌日から完結の日までの延滞金及び滞納処分費を上記の金額に加算して徴収します。

2 この告知に係る処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

(なお、審査請求書は、なるべく当地域事務所(税務局又は税務局支局)を経由して提出して下さい。)

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立て(審査請求)に対する決定(裁判)を経た後でなければ提起することはできませんが、決定(裁判)を経た後は、その決定(裁判)のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立て(審査請求)をした日から3か月を経過しても決定(裁判)がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定(裁判)を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定(裁判)を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十二号の十三から別記様式第四十二号の十五までを削る。
別記様式第四十六号中

「事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間」	平成	年	月	日から	資本金の額又は出資金の額	円
	平成	年	月	日まで		
					資本金等の額	円

「事業年度又は連結事業年度」	平成	年	月	日から	資本金の額又は出資金の額	円
	平成	年	月	日まで		
					資本金等の額	円

改める。

別記様式第四十八号の二十三の(注)2中「又は認定経営資源再活用計画」を、「認定経営資源再活用計画、認定技術活用事業革新計画又は認定経営資源融合計画」に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和二十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六十七号中「事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間」を「事業年度又は連結事業年度」に改める。

別記様式第六十八号中「事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間」を「事業年度又は連結事業年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正前の広島県税規則別記様式第十号の二、別記様式第四十六号及び別記様式第四十八号の二十三並びに第二条の規定による改正前の広島県税事務取扱規則別記様式第六十七号及び別記様式第六十八号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、第一条の規定による改正後の広島県税規則別記様式第十号の二、別記様式第四十六号及び別記様式第四十八号の二十三並びに第二条の規定による改正後の広島県税事務取扱規則別記様式第六十七号及び別記様式第六十八号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。